

用語解説

本文中で「*」印を付した用語の解説を示しています。(アルファベット順・五十音順)

| 用語 | 解説 |
|--------------------------|---|
| 4条乗合 | 道路運送法第4条に定められる一般乗合旅客自動車運送事業のこと。路線バスなど、不特定多数の旅客を乗り合わせて運送するもの |
| AIデマンド型運行 エーアイ | 予約型の運行形態で行われる乗合輸送サービスのうち、予約された乗降場所や希望時刻などをもとに、AI(人工知能)が最適な運行経路を設定するもの |
| G T F S ジーティーエフエス | General Transit Feed Specificationの略称。交通事業者と経路検索等の情報利用者との情報の受け渡しのための共通フォーマット |
| ICカード アイシー | 情報(データ)の記録や演算をするためのIC(集積回路)を内蔵しているカードのこと。交通系ICカードは、繰り返しチャージ(入金)して利用でき、非接触で運賃の決済ができる。 |
| K P I ケーピーアイ | Key Performance Indicatorの略称。組織等の目標の達成度を評価するための重要業績評価指標のこと。 |
| M a a S マース | Mobility as a Serviceの略称。情報通信技術を活用して交通をクラウド化し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス |
| P D C Aサイクル ピーディーシーエー | 事業を計画通りに進めるとともに、改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan(従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する)、Do(事業を実施する)、Check(事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する)、Action(事業の改革・改善を行う)の四段階を順次行い、繰り返すことで継続的な業務改善をしていくこと。 |
| S N S エヌエヌエス | Social Networking Serviceの略称。人と人とのつながりを維持・促進する会員制のオンラインサービスのこと。 |
| キャッシュレス化 | 現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、バーコードやQRコードを介したコード決済を利用した電子決済ができるようになること。 |
| 共助 | 地域や市民レベルの支え合いのことをいう。交通分野においてはバスやタクシー等の公共交通機関によって住民に対する移動手段が確保できないと認められる場合において、NPO法人等の地域団体が、営利とは認められない範囲の運送の対価によって自家用自動車を使用して運送するもの |
| 区域運行 | 路線を定めず、区域を定めて旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行形態のこと。 |
| 区界停留所 | バスなどで乗車した距離に応じて運賃を算定する際に、乗車運賃が切り替わる停留所のこと。 |

| | |
|---|---|
| 交通政策基本法 | 平成25（2013）年に成立し施行された、鉄道、バス、自動車、航空機など公共交通の整備・維持に関する基本理念をまとめた法律。「豊かな国民生活の実現」、「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」、「大規模災害への対応」などを基本理念に明記している。国、地方自治体、事業者の責務、および国民の役割を明確にし、まちづくりや観光振興策と連携しながら、交通体系を一体的に整備するねらいがある。 |
| 交通空白地 | 一定の距離に鉄道駅やバス停などが無い地域で、デマンド運行の範囲外の地域等を指す。本計画においては、次のいずれにも該当するエリアと定義する。 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅から半径800m圏外 ・バス停（乗合タクシーの乗り場等含む）、フリー乗降区間から半径300m圏外 ・デマンド運行の運行範囲外 |
| 交通結節点 | 自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所 |
| 交通弱者 | 移動に際し不便や困難を抱える者をいう。具体的には、公共交通機関を使うことができない人や不便を感じている人、自家用車を使えない人であり、自動車運転免許を保有していない人や子ども、高齢者を指すことが多い。 |
| コミュニティ交通 （コミュニティバス） | 交通空白地や交通不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し運行するものをいうが、定義については各市町村により異なる。 本市においては、実施主体が市であって、誰でも利用できる乗合の移動手段をコミュニティ交通と定義する。 |
| サイクルアンドライド | 自転車を鉄道駅やバス停留所などに設けた駐輪場に停め、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通に乗り換えて目的地に行く方法 |
| 自家用有償旅客運送 | バスやタクシー事業者によるサービスの提供が困難な場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で、市やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス |
| 事業者協力型自家用有償旅客運送 仕業 しぎょう | 自家用有償旅客運送の内、運送主体からバス・タクシー事業者が委託を受けること等により、運行管理、車両整備管理の業務を行うもの 乗務員または車両の始業から終業までの1日の仕事、運行予定。 |
| 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等一部を改正する法律 | 地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進し、地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定めた法律。令和2（2020）年に行われた改正では、これまでの「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定するとともに、「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等が創設され、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度が整備された。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 持続可能な開発目標 (SDGs) エスディーゼース | Sustainable Development Goals の略称。令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を達成するために、17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標のこと。 |
| 市町村運営有償運送 | 自家用有償旅客運送の内、市町村が実施主体となるもの。令和2年の法令改正後は交通空白地有償運送に位置付けられる。 |
| 充足率 | 必要な量に対し、どの程度充足しているかの割合を示す値 |
| 人口メッシュ | 緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目(メッシュ)の区域に分けたものを地域メッシュという。この各地域メッシュの区画に、当該地域の人口データを対応させて作成したデータ |
| シンボルライン | 下松市都市計画マスタープランで定められた、道路及び鉄道の交通結節点機能を果たせる可能性の高い下松駅周辺と周防花岡駅周辺を結び、商業施設や各種の集客施設、公共施設等が集積する中央線、大手線、県道下松鹿野線(末武大通線)等を中心に幅を持ったエリア |
| 地域公共交通確保維持事業 | 国土交通省の地域公共交通に対する支援制度で、バス交通や離島航路・航空路といった生活交通の確保維持を支援するもの。地域公共交通確保維持改善事業費補助金はその1つであり、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、車両減価償却費等国庫補助金などがある。 |
| 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律 | 地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進し、地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定めた法律。平成26(2014)年に行われた改正では、①まちづくりと連携(コンパクト・プラス・ネットワーク)、②面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」が法定計画として規定された。また、バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度が整備された。 |
| デジタルサイネージ | 「電子看板」とも呼ばれ、交通機関の運行状況など刻々と変化する情報等、映像や文字を表示する情報・広告媒体 |
| デマンド型 | 予約型の運行形態の乗合輸送サービスのこと。デマンド型乗合タクシーなどがある。 |
| ドア to ドア トゥ | 自宅の玄関先から目的地の玄関先まで、乗り継ぐことなく直接到達できる利便性の高い状態のこと。 |
| 乗合タクシー | 定員が10人以下の車両を用いて運行される乗合運送事業のこと。 |
| ノンステップバス | 利用者の乗降をより容易にするため、地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であって、ステップ(階段)を解消したバス。 |
| パークアンドライド | 自動車等を郊外の拠点(鉄道駅やバス停留所など)に設けた駐車場に駐車し、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通に乗り換えて目的地に行く方法 |
| バスロケーションシステム | GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム |
| フィーダー補助 | 地域内フィーダー系統補助のこと。国土交通省の支援制度である地域公共交通確保維持事業の中の1つで、幹線バス等の地域間交通ネット |

| | |
|--------------|---|
| | ワークと密接する支線（地域内のバス交通・デマンド交通）の運行について、補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額の1/2以内を支援するもの |
| フリー乗降 | 経路上の安全が確保される場所では、停留所以外でも乗降が可能となる仕組みのこと。 |
| モード | 交通分野においては、徒歩、自転車、路線バス、鉄道など、それぞれ特性の異なる交通手段のこと。 |
| モビリティ・マネジメント | 渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、自家用車の利用に頼る状態から公共交通などを賢く使う方向へと自発的に転換することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策 |
| 輸送資源 | 公共交通のみならず、自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送等、移動や輸送に係る手段全般のこと。 |
| 輸送人員 | 一定の期間内に交通機関が運んだ旅客数のこと。 |
| レンタサイクル | 自転車を数時間程度の短い時間のみ有料で貸し出す仕組みのこと。有人窓口で手続を行う場合が多く、原則として借りた場所へ返却する。 |
| 路線定期運行 | 決められた時刻に決められた経路を走行して、所定のバス停で乗降する運行の形態 |
| ワンステップバス | 乗客が乗降しやすいように乗降口のステップを1段だけとしたバス車両のこと。中扉部にスロープ板を設置することで、車椅子での利用も可能となる。 |

下松市地域公共交通計画

発行日 令和5（2023）年3月策定

発行 下松市

編集 下松市企画財政部企画政策課

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

電話 0833-45-1804 FAX 0833-44-2459

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>



下松市地域公共交通計画
2023 ▶ 2027